

## 「平成 30 年度埼玉県食品衛生監視指導計画（案）」に関する意見

2017 年 12 月 28 日  
埼玉県消費者団体連絡会

日頃からの食の安全を確保するための取り組みに敬意を表します。12 月 1 日に公表されました「平成 30 年度埼玉県食品衛生監視指導計画（案）」につきまして、埼玉県における食の安全に関する取り組みを前進させる立場で、埼玉県消費者団体連絡会として、次のように意見を表明します。

### 全体をとおして

平成 30 年度の計画は 4 項目の柱を中心にコンパクトにまとめられておりますが、読ませていただくと、重点以外の経年から取り組まれている施策についての記述が不足しているように考えます。中には、監視指導計画用語集にあっても、もともとの計画内においては記述がないものがあります。平成 30 年度の埼玉県の基本となる計画ですので、改善・検討を求めます。

### P6 IV 重点的に関し指導すべき項目に関する事項 1 (4)

子ども食堂は、子どものみならず、地域を支える居場所として大きな広がりを見せています。2017 年 9 月 15 日埼玉県福祉部少子政策課がまとめた調査結果からは、県内 80 か所でおこなわれていることが明らかになりました。こうした場を守るためにも、引き続き柔軟な対応・状況の把握、衛生面での適切な指導をおこなってください。

### P7 重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項 2 (2) 行政検査目標数

平成 29 年度計画では、各事業者における自主検査（微生物検査）の確認を重点としてかかげて、確認施設数 3,000 を目指しておられたと思います。私たちからも、今年度計画への意見として、製造販売される食品の安全性を向上させるために有効であると考え、だからこそ実効性のある計画を求めておりました。しかし、平成 30 年度計画では、事業者の自主検査確認に関する計画の記述がないように思えます。期中ではありますが、実施の途中経過を教えていただくとともに、平成 30 年度での取り組みについて明確にすることを求めます。

## **P9 重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項 5 食中毒、違反食品等を発見した場合の対応**

食品テロの危険性は、排除できません。その対応についても明記しておく必要があると考えます。検討を求めます。

## **P11 埼玉県と隣接する都道府県等その他関係行政機関との連携の確保に関する事項**

平成 30 年度より、川口市が中核市に移行します。これをもって、埼玉県内においてはさいたま市、川越市、越谷市、川口市が独自の食品衛生監視指導計画を作成することになります。平成 29 年度の計画では、Ⅱ 監視指導の実施体制 3 (2) 他都道府県市との連携の項目の中で密接な連携の必要性が記述されておりました。ところが、今回の計画の中では、一部に「連携」の文字が記述されているに留まっております。私たち消費者としては、埼玉県内どこに住んでいても同様の監視指導がおこなわれ、食の安全が確保されることが願いです。そのためには、密接な連携が埼玉県と 4 つの市の間に確立されていることが重要であると考えます。計画の中への追加記述を求めます。

## **P13 VII その他監視指導の実施のために必要な事項 2 リスクコミュニケーションの推進**

平成 29 年度計画までは「IX 県民参画・リスクコミュニケーションの実施と情報提供」として一つの章として確立されていましたが、今回の計画から「その他監視指導の実施のために必要な事項」とし、消費者の参加、リスクコミュニケーションなどが計画されています。埼玉県においては県民の参加を大切に食の安全に関する取り組みを続けておられたと思っております。計画の概要においても「県民参画による相互理解と信頼関係の構築」と記載されていることから、「その他」でまとめるのではなく、県民参画を明確に打ち出すためにも、章の名称は変更された方が良いでしょうか。

## **P13 VII その他監視指導の実施のために必要な事項 2 リスクコミュニケーションの推進**

消費者自身が、賞味期限や消費期限の違いなど、正しい知識をもとに行動することが求められていると実感しており、取り組みの場などで情報を発信していきたいと考えております。埼玉県においても、多くの機会で県民への周知をすすめていただきたいと思います。

以上、意見を提出します。